

板倉町避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改定について

経緯

当町の「避難勧告等の判断・マニュアル」（平成25年9月策定）は、内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月策定）に基づき作成しましたが、内閣府は、平成26年4月に東日本大震災をはじめとする災害の教訓を踏まえ、同ガイドラインの全面見直しを行いました。当町においても同ガイドラインの見直し内容を踏まえ、「板倉町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の全面見直しを図り改定するものです。

ガイドラインの主な変更点

「避難」に関する考え方をあらためて整理

- 「避難」は、災害から命を守るための行動であることをあらためて定義しました。
- 従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとしました。
 - 「立ち退き避難」「屋内安全確保」
- 町が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本としました。
 - 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合に「避難準備情報」を発令

避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定

- 避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示し、判断のために参照する情報を具体的に示しました。
 - 【避難勧告の判断基準例】
 - 水害・・・氾濫危険水位に到達 等
 - 【参照する情報】
 - 気象情報・・・防災情報提供システム（気象庁）
 - 河川の水位等・・・川の防災情報（国土交通省）等
- 河川の氾濫危険水位等の変更
 - 平成26年4月に国土交通省において「河川における危険水位等の設定要領の改定について」により、河川の氾濫危険水位等の位置付けが変更になり、氾濫危険水位等の設定が見直しされました。

【水位等変更箇所】

基準 観測所	水防団待 機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
発令 基準		(避難準備情報)	(避難勧告) 避難準備情報	(避難指示) 避難勧告	避難指示
八斗島	(0.80) 0.80	(1.90) 1.90	(4.50) 3.90	(4.90) 4.80	(5.28) 5.28
栗橋	(2.70) 2.70	(5.00) 5.00	(8.00) 8.00	(8.50) 8.50	(9.90) 9.90
足利	(3.00) 3.00	(3.30) 3.30	(4.90) 4.90	(5.40) 5.40	(6.54) 6.54
古河	(2.70) 2.70	(4.70) 4.70	(8.40) 8.40	(8.90) 8.90	(9.72) 9.72

※（ ）は、変更前

- 避難勧告等の発令基準の設定や防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について、助言を求める相手を明確にしました。
→ 地方気象台、国土交通省河川事務所等、県土整備事務所等

市町村の防災体制の考え方を例示

- 市町村の防災体制の移行段階に関する基本的な考え方の例を示しました。